

加算届出等チェック表 《（介護予防）認知症対応型共同生活介護》

加算等届出項目	項目（算定要件）	チェック	備考（既定様式等）
夜間支援体制加算（Ⅰ）	1 認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）又は短期利用共同生活介護費（Ⅰ）を算定していること。		
	2 1つのユニットにつき、夜間及び深夜の時間帯を通じて、1の介護従業者を配置している場合において、それに加えて常勤換算方法で1以上の介護従業者を配置していること。		
	3 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。		
夜間支援体制加算（Ⅱ）	1 認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）又は短期利用共同生活介護費（Ⅱ）を算定していること。		
	2 1つのユニットにつき、夜間及び深夜の時間帯を通じて、1の介護従業者を配置している場合において、それに加えて常勤換算方法で1以上の介護従業者を配置していること。		
	3 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。		
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1 認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状が認められ、緊急に短期利用認知症対応型共同生活介護が必要であると医師が判断した場合であって、介護支援専門員、受け入れ事業所の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、短期利用認知症対応型共同生活介護の利用を開始した場合に算定すること。 （本加算は医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できる。この際、短期利用認知症対応型共同生活介護ではなく、医療機関における対応が必要であると判断される場合は、速やかに適当な医療機関の紹介、情報提供を行うことにより、適切な医療が受けられるように取り計らう必要がある。）		
	2 次に掲げる者が、直接、短期利用認知症対応型共同生活介護の利用を開始した場合には、当該加算は算定できない。 ①病院又は診療所に入院中の者。②介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者。③認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護を利用中の者。		
	3 判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録しておくこと。また、事業所も判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たったの留意事項等を介護サービス計画書に記録しておくこと。		
	4 7日を限度として算定することであるのは、本加算が「認知症の行動・心理症状」が認められる利用者を受け入れる際の初期の手間を評価したものであるためであり、利用開始後8日目以降の短期利用認知症対応型共同生活介護の利用の継続を妨げるものではないことに留意すること。		
若年性認知症利用者受入加算	1 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定めていること。		
	2 個別の担当者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。 認知症行動・心理症状緊急対応加算と重複して算定していないこと。		
初期加算	1 過去3月間（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の場合は過去1月間とする。）の間に、当該事業所に入居したことがない場合に限り算定すること。		
	2 （介護予防）短期利用認知症対応型共同生活介護を利用していた者が日を空けることなく引き続き当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所に入居した場合（（介護予防）短期利用認知症対応型共同生活介護の利用を終了した翌日に当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所に入居した場合を含む。）については、初期加算は入居直前の短期利用認知症対応型共同生活介護の利用日数を30日から控除して得た日数に限り算定すること。		
	3 30日を超える病院又は診療所への入院後に再入居した場合は、①にかかわらず、初期加算を算定すること。		
看取り介護加算	1 医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者であること。		
	2 医師、看護師（事業所の職員又は当該事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションの職員に限る。）、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成した介護計画について、利用者又はその家族が同意をしていること。		
	3 看取り期における対応方針に基づき、登録者の状態又は家族の求めに応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む）であること。		
	4 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又は家族に対し、当該指針の内容を説明し、同意を得ること。		
	5 看取りに関する指針の見直しを行うこと。		
	6 看取りに関する職員研修を行っていること。		
	7 医療連携体制加算を算定していること。		
医療連携体制（Ⅰ）	1 当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保していること。		
	2 看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。		
	3 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。		
	4 医療連携体制（Ⅱ）、（Ⅲ）を算定していないこと。		

※各項目（算定要件）について、適合していることが分かる資料を添付してください。

（介護予防）認知症対応型共同生活介護（1/6）

加算等届出項目	項目（算定要件）	チェック	備考（既定様式等）
医療連携体制（Ⅱ）	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該認知症対応型共同生活介護事業所の職員として、常勤換算方法で看護職員を1名以上配置していること。 2 当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所の職員である看護職員又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。ただし、1により配置している看護職員が准看護師のみである場合には、病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師により、24時間連絡できる体制を確保していること。 3 算定日が属する月の前12月間において、喀（かく）痰（たん）吸引を実施している状態又は経鼻胃管や胃瘻（ろう）等の経腸栄養が行われている状態の利用者が1人以上であること。 4 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 5 医療連携体制（Ⅰ）、（Ⅲ）を算定していないこと。 		
医療連携体制（Ⅲ）	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該認知症対応型共同生活介護事業所の職員として、常勤換算方法で看護師を1名以上配置していること。 2 当該認知症対応型共同生活介護事業所の職員である看護師又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護師と連携し、24時間連絡できる体制を確保していること。 3 算定日が属する月の前12月間において、喀痰吸引を実施している状態又は経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態の利用者が1人以上であること。 4 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 5 医療連携体制（Ⅰ）、（Ⅱ）を算定していないこと。 		
退去時相談援助加算	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用期間が1月を超える利用者が退居し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退居時に当該利用者及びその家族等に対して退居後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該利用者の同意を得て、退居の日から2週間以内に当該利用者の退居後の居宅地を管轄する市町村及び老人介護支援センター又は地域包括支援センターに対して、当該利用者の介護状況を示す文書を添えて当該利用者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき1回を限度として算定すること。 2 退居時相談援助の内容は、①食事、入浴、健康管理等在宅における生活に関する相談援助②退居する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助③家属の改善に関する相談援助④退居する者の介助方法に関する相談援助であること。 3 ①退居して病院又は診療所へ入院する場合②退居して他の介護保険施設への入院若しくは入所又は（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の利用を開始する場合③死亡退居の場合の場合は、算定できないこと。 4 介護支援専門員である計画作成担当者、介護職員等が協力し、退居者及びその家族等のいずれにも行うこと。 5 相談援助を行った日付及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。 		
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（「対象者」とする）の占める割合が5割以上であること。 2 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合には1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 3 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 4 認知症専門ケア加算（Ⅱ）を算定していないこと。 		
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（「対象者」とする）の占める割合が5割以上であること。 2 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合には1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 3 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 4 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 5 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。 6 認知症専門ケア加算（Ⅰ）を算定していないこと。 		

※各項目（算定要件）について、適合していることが分かる資料を添付してください。

加算等届出項目	項目（算定要件）	チェック	備考（既定様式等）
生活機能向上連携加算	1 「生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画」は、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に介護従業者が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、介護従業者が提供する介護の内容を定めたものであること。		
	2 1の介護計画の作成に当たっては、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という。）が認知症対応型共同生活介護事業所を訪問した際に、当該利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する利用者の状況につき、理学療法士等と計画作成担当者が共同して、現在の状況及びその改善可能性の評価（以下「生活機能アセスメント」という。）を行うこと。 この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院である。		
	3 1の介護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容、生活機能アセスメントの結果に基づき、3月を目途とする達成目標、各月の目標、目標を達成するために介護従業者が行う介助等の内容その他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載すること。		
	4 3の達成目標は、利用者の意向も踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作（立位又は座位の保持等）の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定すること。		
	5 2の評価に基づき、1の介護計画に基づき提供された初回の介護の提供日が属する月を含む3月を限度として算定されるものであり、3月を超えて本加算を算定しようとする場合は、再度2の評価に基づき介護計画を見直すこと。		
	6 本加算を算定する期間中は、各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者のADL及びIADLの改善状況及び③の口の達成目標を踏まえた適切な対応を行うこと。		
口腔衛生管理体制加算	1 当該事業所における利用者の口腔内状態の評価方法、適切な口腔ケアの手技、口腔ケアに必要な物品整備の留意点、口腔ケアに伴うリスク管理、その他当該事業所において日常的な口腔ケアの実施にあたり必要と思われる事項のうち、いずれかに係る技術的助言及び指導のことをいうものであって、個々の利用者の口腔ケア計画ではないこと。		
	2 「利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」には、当該事業所において利用者の口腔ケアを推進するための課題、当該事業所における目標、具体的方策、留意事項、当該事業所と歯科医療機関との連携の状況、歯科医師からの指示内容の要点（当該計画の作成にあたっての技術的助言・指導を歯科衛生士が行った場合に限り）、その他必要と思われる事項を記載すること。		
	3 介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導又は利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画に関する技術的助言及び指導は、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。		
栄養スクリーニング加算	1 認知症対応型共同生活介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を当該利用者を担当する計画作成担当者に提供していること。		
	2 栄養スクリーニングの算定に係る栄養状態に関するスクリーニングは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われていること。		
	3 利用者の状態は、下記（1）～（4）に該当しますか。 （1）BMIが18.5未満である者 （2）1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者 （3）血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者		
	4 算定を行う事業所について、サービス担当者会議で決定し、原則として、当該事業所が当該加算に基づく栄養スクリーニングを継続的に実施していること。		
	5 当該事業所以外で栄養スクリーニング加算を算定していること。 6 当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月に算定していること。		

※各項目(算定要件)について、適合していることが分かる資料を添付してください。

加算等届出項目	項目（算定要件）	チェック	備考（既定様式等）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	1 当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が6割以上であること。 《職員の割合の算出にあたって》 ・常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用いること。 ※前年度の実績が6か月に満たない事業所は届出日の属する月の前3か月における平均値を用いること。 2 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。		
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	1 当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が5割以上であること。 《職員の割合の算出にあたって》 ・常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用いること。 ※前年度の実績が6か月に満たない事業所は届出日の属する月の前3か月における平均値を用いること。 2 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。		
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1 当該事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が7割5分以上であること。 《職員の割合の算出にあたって》 ・常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用いること。 ※前年度の実績が6か月に満たない事業所は届出日の属する月の前3か月における平均値を用いること。 2 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。		
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1 認知症対応型共同生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が3割以上であること。 《職員の割合の算出にあたって》 ・常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用いること。 ※前年度の実績が6か月に満たない事業所は届出日の属する月の前3か月における平均値を用いること。 《勤続年数の算出にあたって》 ・勤続年数とは各月の前月の末日時点における勤続年数をいう。 （例）H30.4における勤続年数とはH30.3.31時点での勤続年数を指す。 ・当該事業所における勤続年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。 2 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。		
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1 賃金改善に関する計画を策定し、計画に基づく措置を講じていること。 2 改善計画書を作成し、すべての介護職員に周知し、市長へ届け出ていること。 3 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施していること。 4 事業年度ごとに処遇改善に関する実績の報告を行うこと。 5 労働保険料の納付が適正に行われていること。 6 キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たすこと。 （キャリアパス要件Ⅰ）次のイ、ロ及びハの全てに適合すること。 イ 介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。 ハ イ及びロの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての介護職員に周知していること。 （キャリアパス要件Ⅱ）次のイ及びロの全てに適合すること。 イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び一又は二に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 一 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。 二 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。 ロ イについて、全ての介護職員に周知していること。 （キャリアパス要件Ⅲ）次のイ及びロの全てに適合すること。 イ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 具体的には、次の一から三までのいずれかに該当する仕組みであること。 一 経験に応じて昇給する仕組み 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること 二 資格等に応じて昇給する仕組み 「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 三 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。 ロ イの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 （職場環境等要件） 平成27年4月から届け出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての介護職員に周知していること。		改善計画書：別紙様式2 (H29.3.9老発0309) 実績報告書：別紙様式3 (H29.3.9老発0309)
		届出時は 不要です	
			職場環境等要件：別紙1表4 (H29.3.9老発0309)

※各項目(算定要件)について、適合していることが分かる資料を添付してください。

加算等届出項目	項目（算定要件）	チェック	備考（既定様式等）
介護職員処遇改善加算Ⅱ	1 賃金改善に関する計画を策定し、計画に基づく措置を講じていること。		
	2 改善計画書を作成し、すべての介護職員に周知し、市長へ届け出ていること。		改善計画書：別紙様式2 (H29.3.9老発0309)
	3 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施していること。		
	4 事業年度ごとに処遇改善に関する実績の報告を行うこと。	届出時は 不要です	実績報告書：別紙様式3 (H29.3.9老発0309)
	5 労働保険料の納付が適正に行われていること。		
	6 キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件の全てを満たすこと。 (キャリアパス要件Ⅰ) 次のイ、ロ及びハの全てに適合すること。 イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。 ハ イ及びロの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての介護職員に周知していること。 (キャリアパス要件Ⅱ) 次のイ及びロの全てに適合すること。 イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び一又は二に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 一 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。 二 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。 ロ イについて、全ての介護職員に周知していること。 (職場環境等要件) 平成27年4月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての介護職員に周知していること。		職場環境等要件：別紙1表4 (H29.3.9老発0309)
介護職員処遇改善加算Ⅲ	1 賃金改善に関する計画を策定し、計画に基づく措置を講じていること。		
	2 改善計画書を作成し、すべての介護職員に周知し、市長へ届け出ていること。		改善計画書：別紙様式2 (H29.3.9老発0309)
	3 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施していること。		
	4 事業年度ごとに処遇改善に関する実績の報告を行うこと。	届出時は 不要です	実績報告書：別紙様式3 (H29.3.9老発0309)
	5 労働保険料の納付が適正に行われていること。		
	6 キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件の全てを満たすこと。 (キャリアパス要件Ⅰ) 次のイ、ロ及びハの全てに適合すること。 イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。 ハ イ及びロの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての介護職員に周知していること。 (キャリアパス要件Ⅱ) 次のイ及びロの全てに適合すること。 イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び一又は二に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 一 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。 二 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。 ロ イについて、全ての介護職員に周知していること。 (職場環境等要件) 平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての介護職員に周知していること。		職場環境等要件：別紙1表4 (H29.3.9老発0309)

※各項目(算定要件)について、適合していることが分かる資料を添付してください。

(介護予防)認知症対応型共同生活介護(5/6)

加算等届出項目	項目（算定要件）	チェック	備考（既定様式等）
介護職員処遇改善加算Ⅳ	1 賃金改善に関する計画を策定し、計画に基づく措置を講じていること。		
	2 改善計画書を作成し、すべての介護職員に周知し、市長へ届け出ていること。		改善計画書：別紙様式2 (H29.3.9老発0309)
	3 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施していること。		
	4 事業年度ごとに処遇改善に関する実績の報告を行うこと。	届出時は 不要です	実績報告書：別紙様式3 (H29.3.9老発0309)
	5 労働保険料の納付が適正に行われていること。		
	6 キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれかの要件を満たすこと。 (キャリアパス要件Ⅰ) 次のイ、ロ及びハの全てに適合すること。 イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。 ハ イ及びロの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての介護職員に周知していること。 (キャリアパス要件Ⅱ) 次のイ及びロの全てに適合すること。 イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び一又は二に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 一 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。 二 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。 ロ イについて、全ての介護職員に周知していること。 (職場環境等要件) 平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての介護職員に周知していること。		
介護職員処遇改善加算Ⅴ	1 賃金改善に関する計画を策定し、計画に基づく措置を講じていること。		
	2 改善計画書を作成し、すべての介護職員に周知し、市長へ届け出ていること。		改善計画書：別紙様式2 (H29.3.9老発0309)
	3 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施していること。		
	4 事業年度ごとに処遇改善に関する実績の報告を行うこと。	届出時は 不要です	実績報告書：別紙様式3 (H29.3.9老発0309)
	5 労働保険料の納付が適正に行われていること。		
	6 キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれかの要件も満たさないこと。 (キャリアパス要件Ⅰ) 次のイ、ロ及びハの全てに適合すること。 イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。 ハ イ及びロの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての介護職員に周知していること。 (キャリアパス要件Ⅱ) 次のイ及びロの全てに適合すること。 イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び一又は二に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 一 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。 二 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。 ロ イについて、全ての介護職員に周知していること。 (職場環境等要件) 平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての介護職員に周知していること。		
			職場環境等要件：別紙1表4 (H29.3.9老発0309)

※各項目(算定要件)について、適合していることが分かる資料を添付してください。

(介護予防)認知症対応型共同生活介護(6/6)